

河南町立かなん桜小学校 P T A 規約 (案)

第 1 章 名称及び所在

第 1 条 この会は、河南町立かなん桜小学校 P T A といい、事務局を河南町立かなん桜小学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、学校・家庭・社会における児童福祉の増進につとめ、会員相互の教育に対する理解を深め、これを発展させる。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 児童の教育並びに幸福な成長を図るため、他の機関に協力する。
- (2) 自主独立の会であって、他の団体の支配や干渉を受けない。
- (3) 政治的・営利的・宗教的等の活動はしない。
- (4) 学校の管理、教職員人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校児童の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

第 5 章 経 理

第 5 条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入で支弁する。

第 6 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて支弁する。

第 7 条 この会の決算は、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 8 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 9 条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1 名 …… 本校児童の保護者

- (2) 副会長 1名 …… 本校児童の保護者
- (3) 書記 1名 …… 本校児童の保護者
- (4) 会計 1名 …… 本校児童の保護者

第10条 役員任期は、1年とする。

第11条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、総会において選出する。
- (2) 役員候補者は、立候補者及び指名委員会で推薦された者の中から選出する。

第7章 会計監査委員

第12条 この会の経理を監査するため、会計監査委員（2名）をおく。

第13条 会計監査委員は、前年度の会長と会計とする。

第14条 会計監査委員任期は1年とする。

第8章 顧問

第15条 この会の活動が円滑に行われるため、前年度の会長を顧問とする。

第16条 顧問は総会において選出する。

第17条 顧問任期は1年とする。

第9章 総会

第18条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第19条 定期総会は、年度初めに開き、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第20条 総会は、会員の4分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席に代えることを認める。議決は出席者の過半数の賛成があって成立する。

第10章 役員・実行委員

第21条 役員会は、本会の年間行事を企画する。

第22条 運営委員会は役員・実行委員（どちらか1名）・学校長・教頭・学校担当をもって構成し、会の運営を計り、予算を立案する。

第 23 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。ただし、細則の改正は除く。

第 11 章 細 則

第 24 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第 25 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会において報告する。

第 12 章 改 正

第 26 条 この規約の改正は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があつて成立する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

河南町立かなん桜小学校 P T A 規約細則（案）

第 1 章 会 費

第 1 条 この会の会員は、次のとおり会費を納める。

- (1) 会費は、月額 1 家庭 2 0 0 円とする。
- (2) 生活保護家庭及びこれに準ずる家庭の会費を免除することができる。

第 2 章 役員 の 選 出

第 2 条 役員 の 選 出 ・ 就 任 は、次のとおり行われる。

- (1) 役員 の 選 出 を 行 う と き は、指 名 委 員 会 を 設 け る。
- (2) 役員 は、立 候 補 者 及 び 指 名 委 員 会 で 推 薦 さ れ た 者 の 中 か ら 選 出 す る。
- (3) 指 名 委 員 会 は、役 員、実 行 委 員 及 び 校 長、教 頭 を も っ て 構 成 す る。
- (4) 会 員 は 誰 で も 立 候 補 で き、そ の 期 間 は 指 名 委 員 会 が 決 め る 期 間 と す る。
- (5) 候 補 者 が 役 員 の 定 数 を 超 え た 場 合 の 選 出 は、会 員 の 投 票 に よ り 決 め、総 会 で 承 認 す る。
- (6) 選 出 は、無 記 名 投 票、多 数 決 で 決 め る。
- (7) 内 定 さ れ た 役 員 は、前 年 度 の 引 き 継 ぎ と 新 年 度 計 画 案 を 作 成 す る。
- (8) 運 営 委 員 会（指 名 委 員 会）は そ の 任 務 が 終 了 し た 時 に 指 名 委 員 会 を 解 散 す る。
- (9) 役 員 は、総 会 の 日 よ り、就 任 す る。

第 3 章 役 員 の 任 務

第 3 条 役 員 の 任 務 は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 は 会 を 代 表 し、総 会 ・ 役 員 会 ・ 運 営 委 員 会 を 招 集 す る。
- (2) 副 会 長 は、会 長 を 補 佐 し、会 長 不 在 の 時 は、そ の 職 務 を 代 行 す る。
- (3) 書 記 は、会 の 議 事 ・ 活 動 を 記 録 し、通 知 の 発 送 ・ 保 管 を す る。
- (4) 会 計 は、会 計 事 務 の 処 理 ・ 会 の 財 産 を 保 管 し、総 会 に お い て 決 算 報 告 を 行 い、承 認 を 受 け る。教 頭 が 会 計 補 佐 を 務 め る。通 帳 管 理 は 学 校 に 委 託 す る。

第4章 委 員

第4条 会長は、役員会の議決によって、次の委員をおくことができ、委員会を構成できる。

- (1) 委員会として、実行委員会を設ける。
- (2) 実行委員は、全学年2名ずつ選出し、うち1名が運営委員会に出席する。

第5章 役員会・委員会

第5条 役員会は、本会の年間行事を企画する。

第6条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 総会で議決された事項の処理
- (2) 総会に提出する予算を立案し議案の審議
- (3) その他、本会の運営に必要な事項の審議と処理

第7条 実行委員会は、学年PTA活動、保健体育行事に関わる活動、学校給食に関する活動を行う。

第6章 会 合

第8条 本会の主な会合は、次のとおりである。

- (1) 総会は、原則として4月に開く。
- (2) 臨時総会は、会長または実行委員会の決議ならびに、会員の10分の3以上の要求によって開き、定足数は総会に準ずる。
- (3) 実行委員会の定足数は3分の1とする。

第7章 改 正

第9条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。改正の結果は、総会に報告しなければならない。ただし、第1章（会費）の改正については、規約の改正に準ずる。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。